

## 青森県学校事務共同実施検討委員会設置要綱

### (設 置)

第1 市町村立小学校及び中学校における学校事務の効率的・効果的な実施及び事務機能の強化を図る観点から、複数の事務職員により共同で事務処理を行う学校事務の共同実施の在り方について検討を行うため、青森県学校事務共同実施検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2 検討委員会は、学校事務の共同実施の在り方に関し、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果を青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 学校事務の共同実施の今後の方向性に関する事項
- (2) 学校事務の共同実施の内容及び方法に関する事項
- (3) その他教育長が必要と認める事項

### (組 織)

第3 検討委員会は、9人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 市町村教育委員会教育長
- (2) 市町村立小学校及び中学校の校長
- (3) 青森県学校事務共同実施研究会の委員

### (任 期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。ただし、委員の欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6 検討委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

( 庶 務 )

第 7 検討委員会の庶務は、青森県教育庁教職員課において処理する。

( 施行事項 )

第 8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。